

令和7年6月19日

令和 7 年 6 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時

令和7年6月19日

午後2時00分

2. 場 所

能代市役所新庁舎 会議室9、10

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
		11	渡部 正人
2	舩谷 雅弘		
3	佐々木 力		
4	飯坂 司	14	菊池 正
		15	伊藤 一美
		16	大鐘 正彦
7	大高 清勝	17	佐々木博子
8	菊地 勝美	18	安井 鐘美
9	佐藤 敏彦	19	平川 義市
10	袴田 謙		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	佐々木 英樹	12	工藤 次雄
5	佐々木 一也	13	大高 富子
6	伊藤 隆一		

5. 事務局出席者

職 名	氏 名
事 務 局 長	佐藤 栄一
係 長	水谷 亮
主 任	菊地 勇太
農業振興課 課長補佐	今野 毅紀
農業振興課 主任	北野 恭平

6. 案 件 議 案 番 号 2 2 2 3 2 4 2 5 報告事項 1 報告事項 2 報告事項 3	地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見聴取について 能代市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見聴取について 農地法第3条の規定による許可申請について 農用地利用集積等促進計画について 農地法第18条第6項の規定による通知について 地目変更登記に係る照会に対する回答について 非農地証明申請に対する回答について
7. 会議の概要 事 務 局 議 長 事 務 局 議 長 議 長 議 長 議 長 事 務 局	（開 会） ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 1 番 佐々木 英樹 委員、5 番 佐々木 一也 委員、6 番 伊藤 隆一 委員、1 2 番 工藤 次雄 委員、1 3 番 大高 富子 委員の5名です。 1 9 名中 1 4 名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、平川会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。 それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。 （事務局説明） ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。 （なしの声） ないようですので会議を進めます。 次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思います。 （異議なしの声） 異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号 9 番 佐藤 敏彦 委員と議席番号 1 0 番 袴田 謙 委員の両名をお願いします。 それでは、議案第 2 2 号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見聴取についてを議題とします。事務局の説明を願います。 1 ページをお願いします。 議案第 2 2 号 地域農業経営基盤強化促進計画いわゆる地域計画の変更に関

説 明 員

係る意見聴取について、能代市長より意見を求められたので、意見を付すため提案します。

意見を求められた件数は、1件で、筆数は2筆、面積は田が858㎡です。

2ページをお願いします。

変更計画案の内容について、農業振興課の[]から説明をお願いします。

能代市農業振興課の[]です。

議案第22号についてご説明いたします。

お手元の地域計画変更マニュアル、地域計画変更案、目標地図に沿ってご説明いたします。まず、地域計画について簡単にご説明します。

地域計画変更マニュアル1ページをご覧ください。

今年2月の総会で地域計画の意見聴取の際にも説明しておりますが、地域計画とは、地域の農業を将来にわたって維持・発展させるために地域で話し合いながら策定される計画で、能代市では令和7年3月27日に策定いたしました。

地域計画は作って終わりではなく、PDCAサイクルに基づき、毎年、見直しや更新をしていくことが基本とされています。

そのため、地域での実情や意向をふまえて必要に応じて変更し、常に現状に合った計画となるようブラッシュアップを行っていく必要があります。

次に、地域計画を変更する場合の手続きの流れについてご説明いたします。

マニュアル3ページをご覧ください。

PDCAサイクル右側のPの部分です。

まず、市町村が地域計画変更案を作成します。続いて、農業委員会や土地改良区、JAなどの関係機関から意見を聴取します。

担い手の変更や認定農業者の登録といった軽微な変更以外は、関係機関からの意見聴取が法令で定められています。意見聴取後、地域計画変更案を2週間公告・縦覧します。公告縦覧後、変更した内容を公告するという流れになっています。

続いて、今回、変更申出のあった具体的な内容について説明いたします。

地域計画変更案と目標地図をご覧ください。今回の申出は、目標地図の赤丸で囲っている、扇田字白金[]の農用地[]として利用したいというもので、地域計画から該当農地を除外するための変更手続きとなります。

除外対象となる面積は、[]で、地域計画全体の中ではごく一部の変更となっています。

なお、従来は農振区域内の農地を用途外に使用する際は、はじめに農振除外を行い、その後に農地転用の手続きを進める流れでしたが、今年度から地域計画区域内にある農地については、まず地域計画の変更を行った上で、その後に農振除外、農地転用を行うという流れに変更されています。

今後も同じような案件の場合は、この新しい流れに沿って進めていくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長	説明が終わりましたが、みなさんから何かご意見等はありませんか。挙手の上、ご発言をお願いします。 (なしの声)
議 長	ご意見等がないようですので、採決に入ります。 議案第２２号について、意見なし、として提出することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成であります。よって、本案は、意見なし、として提出することに決しました。
議 長	次に、議案第２３号 能代市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見の聴取についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	５ページをお願いします。 議案第２３号 能代農業振興地域整備計画の一部変更について、能代市長より意見を求められましたので、意見を付すためご提案いたします。 意見を求められた件数は、農用地区域からの除外が１件で、筆数は２筆、面積は田が８５８㎡です。 ６ページをお願いします。 能代市農業振興地域整備計画の一部変更の内容で、議案第２２号の地域計画の変更と関連するものです。 整理番号１ 申請土地は扇田字白金■■■■■■■■■■。地目は田で面積が■■■■■■■■■■㎡です。 変更後の用途は宅地で、申請事由は■■■■■■■■■■であり、農用地区域から除外するための変更となっております。 なお、農振地域から除外となった場合の当該地は、１０ｈａ以上の一団の農地ではなくなり、また、都市計画区域外にある農地であることから、第２種農地に該当することになります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりましたが、みなさんから何かご意見等ありませんか。
佐藤敏彦委員	今回、農家住宅建築のための農用地区域からの除外とのことだが、転用の申請はないのか。
事 務 局	農用地区域内の農地転用は、原則認められないとされております。そのため、まずは、農用地区域からの除外が必要で、そのための計画変更が必要となります。計画変更するには、農業委員の意見を伺う必要があります、計画変更に異議がないとなればその後、公告縦覧を行い、そこで異議等がなければ農業振興地域整備計画の変更が認めら今回の案件となる農地が除外となります。

	す。そこから農地転用申請することが可能となる。
渡部正人委員	現地確認はしているのか。
事務局	農業振興課で現地確認を行っており、影響はないと確認しております。
渡部正人委員	関係土地改良区には、意見を伺っているのか。
事務局	関係土地改良区にも意見を伺っており、異議はないと回答がありました。
議長	他にご質問等はありませんか。
舩谷雅弘委員	申請事由が農家住宅建築となっているが、一般住宅と違いはなにか
事務局	転用面積は、転用に必要とする最低限の面積となります。目安として住宅建築の場合、一般個人住宅は概ね500㎡以内、農家住宅は住宅のほか作業場等が必要となるため1000㎡以内が基準とされています。 他にご質問はありませんか (なしの声)
事務局	ご意見等がないようですので、採決に入ります。 議案第23号について、異議なしの意見とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成であります。よって、本案は異議なしの意見とすることに決しました。
議長	ここで、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 退席します。 (説明員退席)
議長	次に、 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	7ページをお願いします。 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったため、承認するため提案します。 申請内容は、所有権移転が2件で、譲渡人が2人、譲受人が2人。申請土地の面積は、田が3,147㎡です。賃借権の設定は、14件で、賃貸人が14人、賃借人が7人、申請土地の面積は、田が33,054㎡です。使用貸借権の設定は4件で、貸人が4人、借人が4人、申請土地の面積は、田が

28, 663㎡です。

次のページをお願いします。

主な内容についてご説明します。

整理番号1は所有権移転で、申請土地は字鶴ノ沢■■■■、地目は田で面積■■■■、価格■■■■で、移転事由は隣地の取得となっています。これは以前売買した土地に残地があったため取得するものです。

整理番号3は賃借権の設定で、申請土地は字腹鞍ノ沢■■■■、地目は田で、面積■■■■㎡、10a当たりの賃借料■■■■、申請事由は経営拡張、期間は5年間となっています。

10ページをお願いします。

整理番号17は、使用貸借権の設定で、申請土地は、朴瀬字日影■■■■85、地目は田で、面積の■■■■㎡、申請事由は自作地の交換で、期間は3年間となっています。

議長 それでは、質疑に入りますが、議事参与がありますので、整理番号9番から11番までを先議します。

15番 伊藤 一美 委員は暫時ご退席願います。

(伊藤委員退席)

議長 整理番号9番から11番までについて何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。

整理番号9番から11番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

(伊藤委員着席)

議長 伊藤 一美 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。

議長 次に、整理番号19番を審議します。

3番 佐々木 力 委員は暫時ご退席願います。

(佐々木委員退席)

議長 整理番号19番について何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 整理番号19番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議	長	次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議	長	次に、議案第25号 農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		11ページをお願いします。 議案第25号 農用地利用集積等促進計画の提出があったため、承認するため提案します。 申請内容は、利用権の設定が3件で、賃貸人が3人、賃借人が1人、転借人が2人で、申請土地の面積は田が31, 132㎡です。権利の移転は3件で、賃借人が1人、受け人が2人で、申請土地の面積は田が12, 354㎡です。 12ページをお願いします。 整理番号1は中間管理権で、申請土地は、常盤字榎木岱■■■■、地目は田で面積■■■■㎡、10a当たりの賃借料■■■■で、設定事由は農地中間管理権の新規設定、賃借期間は10年間となっています。 13ページをお願いします。 整理番号4は権利の移転で、申請土地は、塩干田■■■■、地目は田で面積■■■■、移転事由は耕作者の規模縮小によるもので、残存期間は1年間となっています。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議	長	それでは、質疑に入りますが、何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議	長	次に、報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。 (説明省略の声)
議	長	説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議が無いようですので説明を省略させていただきます。 報告事項でありますのでご了承願います。
議	長	次に、報告事項2 地目変更登記に係る照会に対する回答についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。 (説明省略の声)
議	長	説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議が無いようですので説明を省略させていただきます。 報告事項でありますのでご了承願います。
議	長	次に、報告事項3 非農地証明申請に対する回答についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		19ページをお願いします。 報告事項3 非農地証明に対する回答について、所有者より非農地証明申請があったため、6月5日に第5班の大高富子委員、菊池正委員、伊藤一美委員の3名及び私の事務局の計4名で現地調査を行い、申請地が農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断し、非農地通知しましたので報告いたし

		ます。 非農地証明申請は3筆で、申請土地の面積は、畑が2,905.70㎡です。 20ページをお願いします。 整理番号1 申請地は向能代字平影野■■■■■、地目は畑、面積■■■■■㎡です。 申請地は、昭和61年に住宅建築のため同字■■■■■で転用許可され、転用許可後に宅地の北側を■■■■■として分筆されたものの、現在は畑として耕作されておらず、雑木も繁茂していたことから、非農地と判断しました。 次に、整理番号2 申請地は能代市檜山字霧山下■■■■■、地目は畑、面積■■■■■㎡、■■■■■㎡です。 申請地の■■■■■は、約20年前までは自家消費野菜の畑として耕作していましたが、現在は遊休農地から原野状態となっていたことから、非農地と判断しました。 申請地■■■■■につきましては、平成元年に全体を資材置場として転用許可されております。現在は資材置き場として利用されておらず、農地としても耕作されていないことから、非農地として判断しました。 報告は以上です。
議 長	事務局長	事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。
舩谷雅弘委員	事務局	非農地証明申請の目的は何か
事 務 局	事務局	非農地証明申請の目的は、登記簿の地目を変更するために非農地であることを証明するために使用するもので、法務局へ地目変更申請するときの必要書類となります。
議 長	事務局	他にご質問はありませんか。 (なしの声)
議 長	事務局	報告事項でありますのでご了承願います。
議 長	事務局	続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。
事 務 局	事務局	・今後の行事予定について ・能代市農業委員会全国農業新聞普及促進協議会総会について
議 長	事務局	委員のみなさん方から何かありませんか。 (なしの声)
議 長	事務局	ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後2時40分

議 長

議事録署名委員

9 番

10 番